**うきは市市民活動総合補償保険制度**

**◎ 補償内容**

**賠償責任保険**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補償金の種類 | 補償金支払限度額 | 自己負担額 |
| 身体賠償 | １名あたり限度額　　１億円限度１事故あたり限度額　１億円限度 | 5,000円 |
| 財物賠償 | １事故あたり限度額　１億円限度 |
| 受託物賠償 | １事故あたり限度額　３００万円限度（期間中限度額：３００万円限度） |

**傷害保険**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補償金の種類（１名あたり） | 補償金額 | 支給事由 |
| 死亡補償金 | 500万円 | 傷害事故の日から180日以内に死亡した場合 |
| 後遺障害補償金 | 後遺障害の程度により、15万～500万円 | 当該傷害事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合 |
| 入院補償金（手術補償金） | 入院１日につき3,000円（入院補償日額の10～40倍） | 生活機能または業務機能に支障をきたしたため、当該傷害事故の日から180日以内の間に、入院による治療を受けた場合（当該事故による入院中に手術を受けたときで、1事故につき1回） |
| 通院補償金 | 通院１日につき2,000円 | 生活機能または業務機能に支障をきたしたため、通院による治療を受けた場合（事故の日から180日以内で、90日を限度） |

※この保険は、市民活動中の事故に対して、最低限の補償を行うものです。

活動内容に応じて、各団体独自で他保険に加入することをおすすめしております。

**◎ 保険金請求手続きについて**

①事故発生後、負傷者又は賠償責任者の方(以下「報告者」という。)は、

次の書類を準備して市民活動主催者に提出してください。

(主催者が市の場合→担当課、市以外の場合→団体代表者)

＜提出書類＞(傷害事故・賠償事故共通)

□ 事故発生報告書

□ 実施要領（事業計画書やチラシ）

□ 参加者名簿(その日、本人が参加したことがわかるもの)

＜賠償事故の場合＞

・身体賠償の場合は、相手の氏名及び連絡先を控えておいてください。

・財物賠償の場合は、所有者の氏名及び連絡先を控え、次の書類を準備してください。

□ 現場の写真及び破損状況のわかる写真

□ 修理見積書など

②担当課や団体代表者は、報告者から提出された書類を総務課総務法制係へ提出してください。総務法制係が事故内容の確認・保険の対象になるか判断をし、受付いたします。

③総務法制係から保険会社に報告し、受理されたら…

**賠償事故**の場合

→団体には５千円の自己負担があります。保険金については、団体代表者　の口座に振り込まれる為、その金額に５千円を加えて被害者に支払いをしていただきます。今後のやり取りについては、団体が直接保険会社や被害者と行っていただきます。原則、市は介入いたしません。

**傷害事故**の場合

→保険会社から報告者に直接書類が送付されます。

その後の処理も報告者ご本人と保険会社で直接行っていただきます。

【問い合わせ】

うきは市 総務課総務法制係

〒８３９－１３９３

福岡県うきは市吉井町新治３１６番地

TEL ０９４３－７５－４９８０

FAX ０９４３－７５－５５０９